

( 写 )

令和 5 年 2 月 21 日

静岡地方労働審議会  
会長 大石 人士 殿

静岡県車両電気配線装置製造業  
最低工賃専門部会  
部会長 大石 人士

静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定について(報告)

本専門部会は、令和 5 年 2 月 9 日、第 1 回専門部会を開催し、以来 2 回にわたり慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

1 最低工賃の内容

( 1 ) 適用する家内労働者

静岡県区域内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者

( 2 ) 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

( 3 ) 最低工賃額

別表 1 のとおり

( 4 ) 効力発生の日

法定どおり

2 審議経過一覧

別表 2 のとおり

## 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃

次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、1本（キャップ通しについては1個）につき、金額欄に掲げる金額

業 務	内 容	規 格	金 額
カプラー差し	電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。	15センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 30 銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 46 銭
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 53 銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 65 銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 27 銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 57 銭
		50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 72 銭
キャップ通し	電線の端末に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせることをいう。		1個につき 49 銭

(注)「カプラー差し」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう。

静岡地方労働審議会  
静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会  
審議経過一覧表

諮問年月日 令和 4 年 12 月 16 日

開催年月日	審 議 概 要
第 1 回 令和 5 年 2 月 9 日	1 部会長、同代理の選出 2 専門部会運営規程について 3 関係資料の説明 4 金額審議
第 2 回 令和 5 年 2 月 21 日	1 金額審議（結審） 地方労働審議会令第 6 条 7 項 （同令第 7 条第 4 項準用）適用